

**令和 8 年度**

**秩父市省エネ設備更新事業補助金**

# **<申請の手引き>**

**令和 8 年 4 月**

**秩父市 産業観光部 先端技術推進課**

## <目次>

1 事業の目的 … 3

★手引きにおける用語の意味・留意事項… 3

### <1>省エネ設備等導入事業

1 補助の対象 … 3～5

2 申請の手続き … 5 ～6

3 事業の変更・廃止 … 6

4 事業の完了 … 6～7

<2>Q&A … 7～8

## 事業の目的

本事業は次の目的のために実施します。

- ・昨今の原油高・物価高騰等の影響を受ける市内中小企業者の事業継続支援
- ・市内中小企業者の省エネ設備等の導入を支援し、温室効果ガス排出量を削減

## ★本手引きにおける用語の意義

### 中小企業者

下表に掲げる法人及び個人(中小企業基本法第2条第1項及び第5項)

業種	資本金の額又は出資の増額	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3億円以内	300人以内
卸売業	1億円以内	100人以内
サービス業	5千万円以内	100人以内
小売業	5千万円以内	50人以内

## ★申請期間

- ・令和8年4月13日(月)から5月22日(金)まで

## ★留意事項

- ・申請期間内で、予算額を超えた場合は、本補助金について過去に利用実績がない事業者を優先採択したのち、抽選とします。
- ・申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点での受け付けとします。

## 補助対象

### (1)補助対象者

秩父市内に事業所を有する中小企業者で、市税の滞納がないもの。

### (2)補助対象となる省エネ設備等

補助対象設備の種類	設備基準
高効率空調設備、 高効率照明設備(LED)及び 高効率給湯設備	既存の設備を更新する目的で導入するもので、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に適合するもの、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第145条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定エネルギー消費機器に係るエネルギー消費性能等の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の

	基準となるべき事項(以下「トップランナー基準」という。)を満たすもの等の省エネ性能の高い設備に限る。
高効率ボイラー設備	15年以上使用した既存設備を更新するものに限る。
業務用冷凍冷蔵設備	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
交流電動機(圧縮機、送風機及びポンプ単体)	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
変圧器	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
ガスコージェネレーションシステム	都市ガスを燃料として、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに利用できるシステムの構築
エネルギー管理システム	施設におけるエネルギー使用状況を把握し、最適なエネルギー利用を実現するためのシステム構築
蓄電池	太陽光発電設備と連携するものであって、かつ、経済産業省が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業又は環境省が行う戸建て住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業の対象機器であるものに限る。

※交付決定日以降に工事に着工するものが対象となります。

#### 《その他対象設備》

別表1に掲げる補助対象設備以外の設備で一般的な設備と比べて10パーセント以上の省エネ改善効果があり、かつ15年以上使用している既存設備を更新するための設備であって市長が認めるもの。(※省エネ改善効果が確認できることを、任意様式で証明してください。)

#### (3)補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、次のものが対象となります。

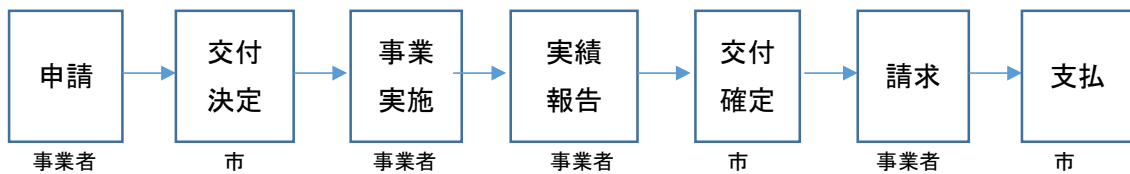
補助対象経費	内容
設計費	補助事業に必要な機械装置等の設計に要する経費
省エネ設備 購入費	補助事業に必要な省エネ設備の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費(土地の取得に係る経費及び賃借料を除く)
省エネ設備 導入工事費	補助事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費(建屋の新築、増設等に係る経費を除く。)
諸経費	補助事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)(自己によるものは除く。)

#### (4)補助金の額等

全業種 上限額 50万円

(3)に掲げた経費のうち2分の1 (※補助対象経費が40万円以上が対象)

#### (5)補助金交付(支払い)までの流れ



※実績報告を令和9年2月26日(金)までに提出いただく必要がありますので、ご承知おきください。

#### 申請の手続き

##### (1)申請書の提出

申請するときは、次に掲げる必要書類を秩父市先端技術推進課宛てに提出してください。

##### <申請時必要書類のチェックリスト>

チェック	必要書類
	交付申請書【様式1号様式】
	事業計画書【添付様式】
	収支予算書【添付様式】
	導入する設備の配置図
	既存設備の写真
	導入する設備の仕様を確認することができる書類(カタログの写し等)
	補助事業に係る見積書の写し
	その他市長が必要であると認める書類

##### (2)補助金交付の決定

申請受付後、速やかに審査を行い、申請期間終了後に交付決定します。

予算額より申請が多い場合は、本補助金について過去に利用実績がない事業者を優先採択したのち、抽選により交付決定を行います。

交付を決定した場合は、申請者に交付決定通知書を送付します。

### (3)事業の実施

交付決定通知を受けたのち、補助事業に着手してください。

ここでいう着手とは、工事等における「着工（施工開始）」となります。

交付決定前に着手している事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

### 事業の変更・廃止

交付決定を受けた事業のうち、次の(1)に該当する内容を変更しようとするとき、もしくは事業を中止・廃止するときは、速やかに必要書類を当課宛てに提出してください。

#### (1)申請が必要な変更事項

- ・補助事業の目的及び内容
- ・補助事業の事業計画及び収支支出の予算
- ・交付を受けようとする補助金の算出の基礎

<事業変更・中止・廃止時の必要書類のチェックリスト>

チェック	必要書類
	事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)
	変更内容がわかる書類

#### (2)事業の変更・中止・廃止の承認

変更・中止・廃止の申請の受付後、速やかに審査を行います。

承認した場合は申請者へ事業変更・中止・廃止承認通知書(様式5号様式)を送付します。

### 事業の完了

#### (1)補助事業の実績報告

事業が完了したときは、次に掲げる必要書類を当課宛てに提出してください。

ここでいう完了とは、補助事業に係る支払いが完了した時点をいいます。

<実績報告時の必要書類チェックリスト>

チェック	必要書類
	実績報告書【様式7号様式】
	事業報告書【添付様式】
	収支決算書【添付様式】
	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
	補助対象経費の支払いを証する書類の写し(領収書など)
	その他市長が必要であると認める書類

(2) 提出期限

令和9年2月26日(金) 厳守

(3) 補助金交付額の確定

実績報告書を審査し、内容を承認したときは、交付確定通知書(第8号様式)を送付します。



(4) 請求

交付確定通知書の交付を受けたのち、速やかに請求書(第9号様式)を当課宛てに提出してください。

(5) 支払い

請求書に記載いただいた口座に補助金を支払います。

<2> Q&A

Q1	すでに省エネ設備の導入を行ったが、対象にはなるか？
A1	交付決定以前に施工(着工)しているものについては対象となりません。
Q2	省エネ設備とは具体的になにか？
A2	交付要綱別表1のとおりで、グリーン購入法適合やトップランナー基準達成等、省エネ性能の高いものが該当します。 <参考:グリーン購入法適合> 環境省が毎年公表するグリーン購入法の「基本方針」の判断の基準を満たしている製品・サービスのこと。 環境省 HP: <a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/</a> <参考:トップランナー基準(制度)> 対象となる機器や建材の製造事業者等に対して達成を促す、エネルギー消費効率の目標のこと。省エネ基準を達成した機器には緑色のeマーク  、 達成していない機器はオレンジ色  で表示している。 経産省 HP: <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/</a>
Q3	本社が秩父市で、事業所が他自治体にある場合、その事業所での省エネ設備の更新は補助対象となるか？
A3	補助事業の実施場所が、市内である必要があるため、対象にはなりません。
Q4	リースでの導入は対象となるか？
A4	対象にはなりません。

Q5	他の補助金を受けている場合でも、当該補助金の交付を受けることは可能か？
A5	<p>補助対象経費について、国や県など他の補助金の交付を受けている場合は、併用はできません。</p> <p>※なお、埼玉県(温暖化対策課)において、「令和7年度 CO2 排出削減設備導入事業【緊急対策枠】」として令和8年4月27日から予算額に達するまで申請受付しているので、大規模な設備更新を予定する事業者の方は、そちらの公募をご検討ください。</p> <p>市環境課の「屋根置き太陽光発電設備・蓄電池及び高効率照明機器補助金」との併用もできませんので、高効率照明(LED)や蓄電池を検討の際は要件を確認したうえで、どちらかにご申請ください。</p>
Q6	移設・撤去費は補助対象経費となるか？
A6	本補助金においては補助対象経費には該当しません。
Q7	補助対象経費は税込みでよいか？
A7	補助対象経費については消費税を除いたものになります。